

○入間市自主防災組織整備事業補助金交付要綱

平成元年 7 月 8 日

告示第 8 1 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、震災その他の災害に対し、住民が自主的に防災活動を行う組織（以下「自主防災組織」という。）の育成整備を促進するため、入間市防災訓練の実施に伴う地域の共助に必要な資材及び災害時等に使用する備蓄品の購入に係る費用に対して予算の範囲内で補助金を交付し、もって地域が一体となつた防災体制の確立を図ることを目的とする。

（令 8 要綱 7 8 ・ 一部改正）

（自主防災組織）

第 2 条 この要綱において自主防災組織とは、地域災害に対処することを目的として、住民が防災意識の啓蒙、防災用具の備蓄並びに初期的な消火、避難・救護及び復旧体制の整備を自主的にを行うために設立した組織で、次に掲げるものをいう。

- （1） 地区自主防災会 地区の防災活動を行うため区又は自治会を単位として地区住民が自主的に組織した団体をいう。
- （2） 地域自主防災連絡会 地区自主防災会その他各地域の住民の団体が地域の広域的な防災活動のために設置した連絡会をいう。

（補助事業及び補助金）

第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の額は、補助対象経費又は別表に定める額のいずれか低い額を限度とする。

- 2 前項に定める補助金の算出に当たっては、前年度 1 0 月 1 日の自治会加入世帯数を基準とするものとする。

（令 8 要綱 7 8 ・ 一部改正）

（補助金の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、入間市自主防災組織整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその適否を決定し、入間市自主防災組織整備事業補助金交付決定・却下通知書（様式第 2 号）により、申請者に通

知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、必要があるときは条件を付することができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第6条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは既に当該補助金の交付を受けている場合は補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請によつて補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

- 2 補助金の交付を受けた者は、市長から交付された補助金の返還を要求されたときは、指定の日までにこれを返納しなければならない。

（報告書の提出）

第7条 補助金の交付を受けた者は、入間市自主防災組織整備事業実績報告書（様式第3号）を市長が定める日までに提出しなければならない。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成2年告示第101号）

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則（平成5年告示第140号）

この告示は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成9年告示第85号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年告示第42号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年要綱第78号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（令8要綱78・全改）

入間市自主防災組織整備事業補助基準

設立

種目	補助額	備考
1 地区自主 防災会の設 立	70,000円	設立に必要な資材・機材の購入を主とする。 (ヘルメット・腕章・ハンドマイク・可搬 式ポンプ等)
2 地域自主 防災連絡会 の設立	50,000円	設立に必要な資材・機材の購入を主とする。

防災訓練・事業の実施

種目	補助額		備考
1 入間市防 災訓練の実 施等	自治会加入世帯数	金額（円）	訓練に必要な物資及び機 材並びに備蓄品の購入を 主とする費用を主とし、 年1回の交付とする。
	1以上50未満	17,500	
	50以上100未満	20,000	
	100以上150未満	22,500	
	150以上200未満	25,000	
	200以上250未満	27,500	
	250以上300未満	30,000	
	300以上350未満	32,500	
	350以上400未満	35,000	
	400以上450未満	37,500	
	450以上500未満	40,000	
	500以上550未満	42,500	
	550以上600未満	45,000	
	600以上650未満	47,500	
	650以上700未満	50,000	
	700以上750未満	52,500	
	750以上800未満	55,000	
	800以上850未満	57,500	
	850以上900未満	60,000	

	900以上950未満	62,500	
	950以上1,000未満	65,000	
	1,000以上1,050未満	67,500	
	1,050以上1,100未満	70,000	
	1,100以上1,150未満	72,500	
	1,150以上1,200未満	75,000	
	1,200以上1,250未満	77,500	
	1,250以上1,300未満	80,000	
	1,300以上1,350未満	82,500	
	1,350以上1,400未満	85,000	
	1,400以上1,450未満	87,500	
	1,450以上1,500未満	90,000	
	1,500以上1,550未満	92,500	
	1,550以上1,600未満	95,000	
	1,600以上1,650未満	97,500	
	1,650以上1,700未満	100,000	
	1,700以上1,750未満	102,500	
	1,750以上1,800未満	105,000	
	1,800以上1,850未満	107,500	
	1,850以上1,900未満	110,000	
	1,900以上1,950未満	112,500	
	1,950以上2,000未満	115,000	
	2,000以上	117,500	
2 地域自主 防災連絡会 による事業 の実施		90,000円	事業の実施に必要な資 材・機材及び備蓄品の購 入を主とし、年1回の交付 とする。

様式第1号(第4条関係)

入間市自主防災組織整備事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)入間市長

申請者 団 体 名
代表者住所
氏 名
電 話 番 号

入間市自主防災組織整備事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の目的
- (1) 地区自主防災会の設立のため
 - (2) 地区自主防災会による防災訓練実施のため
 - ア 設立年度内に実施する場合
 - イ 設立年度後に実施する場合
 - (3) 地域自主防災連絡会の設立のため
 - (4) 地域自主防災連絡会による事業実施のため
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 振込先

振込先金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 支 店
預 金 種 目	☐ 普 通 ☐ 当 座
口 座 番 号	第 号
(フリガナ) 口 座 名 義 人	

- 4 添付書類
- (1) 地区自主防災会又は地域自主防災連絡会を設立する場合
 - 団体の規約
 - 事業計画書
 - 予 算 書
 - 組 織 図
 - 団 体 名 簿
 - (2) 防災訓練を実施する場合
 - 実施計画書
 - 予 算 書
 - 参加団体名簿又は参加世帯名簿
 - (3) 地域自主防災連絡会による事業を実施する場合
 - 実施計画書
 - 予 算 書

様式第2号(第5条関係)

入間市自主防災組織整備事業補助金交付決定
却下通知書

第 号
年 月 日

様

入間市長 印

年 月 日付で申請のあつた入間市自主防災組織整備事業補助金について、次のとおり決定したので通知します。

決定の内容	補助金額	円
	支払方法	
	条件	(1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。 (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業の遂行が困難になつた場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

却下理由

様式第3号(第7条関係)

入間市自主防災組織整備事業実績報告書

年 月 日

(宛先)入間市長

申請者 団 体 名
代表者住所
氏 名
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた自主防災組織整備事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の目的
- (1) 地区自主防災会の設立のため
 - (2) 地区自主防災会による防災訓練実施のため
 - ア 設立年度内に実施する場合
 - イ 設立年度後に実施する場合
 - (3) 地域自主防災連絡会の設立のため
 - (4) 地域自主防災連絡会による事業実施のため
- 2 補助金内容及び補助事業に要した経費の内訳

補 助 事 業 に 要 した 全 体 の 経 費	自 己 財 源	補 助 金 の 内 訳	
		自治会加入世帯数	金 額
円	円	世帯	円

- 3 添付書類
- 決算報告書

様式第1号（第4条関係）

（平2告示101・平5告示140・平24告示42・令8要綱78・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平5告示140・令8要綱78・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（平2告示101・平5告示140・平24告示42・令8要綱78・一部改正）